

徳島県告示第四百九十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十第四項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所		廃止の届出		廃止	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	の受理日	年月日			
四国日の出商事株式会社	徳島市国府町南岩延字西野八九五番地一五	日の出タッチ国府教室	徳島市国府町南岩延字西野八九八番地一一	放課後等デイサービス	令和五年九月二十六日	令和五年九月三十日			